

木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託受託候補者選定審査会設置要領

1 目的

この要領は、木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

2 設置

木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、審査会を設置する。

3 審議事項

(1) 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

ア 提案内容の評価及び受託候補者の選定

イ その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

(2) 受託候補者の選定は、書類審査及び企画提案者のプレゼンテーションにより決定するものとする。

4 組織

委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

5 委員長及び副委員長

(1) 委員長は、企画部長をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、企画部次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員

審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

7 会議

(1) 審査会は、委員長が招集する。

(2) 審査会の議長は委員長をもって充てる。

(3) 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(4) 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

(5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 庶務

審査会の庶務は、企画部企画課において処理する。

9 秘密の保持

委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

10 その他

この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行し、委託業務を行う者が選定された日の翌日にこの効力を失う。

別表(第6関係)

委員長	企画部長
副委員長	企画部次長
委員	行政改革推進室長 企画課長 財政課長 市民活動支援課長